

第9回八戸市景観審議会 次第

日時：平成21年7月8日（水） 午後2時から
場所：八戸市庁別館8階 研修室

1．開 会

2．市長諮問

3．審 議

議案第1号 八戸市屋外広告物条例第10条第1項の規定による
適用除外

4．閉会

第9回 八戸市景観審議会

議案資料

議案第1号 八戸市屋外広告物条例第10条第1項の規定による適用除外

八戸市屋外広告物条例第10条第 1 項の規定による適用除外

八戸市屋外広告物条例第10条第 1 項の規定により条例第 6 条及び第 8 条の規定の適用を除外することの適否について

【理由】

八戸市屋外広告物条例第10条第 1 項の規定による条例第 6 条及び第 8 条の適用除外を受けるため、平成21年 6 月30日に八戸ガス株式会社（執行役社長 大黒裕明）から「適用除外許可申請書」が提出されました。

条例第10条第 1 項及び第19条第 3 号では、市長が「広告物若しくは掲出物件が良好な景観の形成若しくは風致の維持に資すると認めるとき、又は特にやむを得ないと認めるとき」は、「八戸市景観審議会の意見を聴」き、「条例第 5 条、第 6 条及び第 8 条の規定の適用を除外し、又は緩和することができる」としております。

当該許可申請にかかる広告物が八戸市屋外広告物条例の各規制の適用を除外して表示されることにより、良好な景観の形成に資するものか意見を聴くものです。

第9回 八戸市景観審議会

説明資料

1 . 適用除外許可申請書	(説明資料 - 1)	1 頁
2 . 屋外広告物の定義	(説明資料 - 2)	6 頁
3 . 八戸市屋外広告物条例に基づく規制等	(説明資料 - 3)	7 頁
4 . 八戸市景観計画における景観形成方針等	(説明資料 - 4)	11 頁
5 . 現況写真等	(説明資料 - 5)	14 頁



第2号様式(第6条関係)

適用除外(緩和)許可申請書

平成21年6月30日

(あて先)八戸市長

031-0071

郵便番号 八戸市沼館三丁目6番48号
 申請者 住所 八戸ガス株式会社
 氏名 執行役社長 大黒 裕明
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)
 電話番号 0178-43-3165



八戸市屋外広告物条例~~第5条~~(第6条、第8条)の規定の適用除外(緩和)を受けたいので、同条例第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

広告物等の表示 又は設置の場所		八戸市 沼館三丁目6-48							
広告物等 の種類・ 規模等	種類	縦(m)	横(m)	面数	面積(m ²)	高さ(m)	数量	照明	備考
	1	—	—	—	1,220	21.85	1	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	2							有・無	
	3							有・無	
表示又は設置予定期間		平成21年7月20日から平成21年7月31日まで							
管理者(管理予定者)		郵便番号 住所 申請者に同じ 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 電話番号 青森県屋外広告業登録番号 青森県知事 第 号							
許可申請の理由及び 適用除外(緩和)の内容		別紙参照							
その他の参考事項									
※受付欄		※						八屋広指令第 号	
		申請者 様						年 月 日	
		八戸市長						<input type="checkbox"/>	
		上記申請については、次のとおり許可します。							
		※許可期間			年 月 日から 年 月 日まで		※条件 別紙条件書のとおり		

注 1 「高さ(m)」欄には、広告板、広告塔においては地上面から広告物の上端までの高さを、屋上広告物においては設置する箇所から広告物の上端までの高さを、下げ看板、電柱等塗装広告、電柱等巻付広告、電柱等そで看板、幕、広告旗、アーチ、そで看板においては地上面から広告物の下端までの高さを、アドバルーンにおいては係留場所から気球上端までの高さを記入してください。

2 ※の欄には記入しないでください。

許可申請の理由

球形ガスホルダー（ガスタンク）はその大きさと、内容物が可燃性ガスであることから、近くにあるだけで威圧感、不安感を与えているのではないかと思います。これに絵を描くことによって、幾らかでも解消されるのではないかと考えております。

八戸市景観計画の「産業景観形成方針」にある『沼館地区は、海沿いの賑わいと海への開放感のある景観を形成します。』の方針に沿って、良好な景観の形成に役立てることができればと考え、デザインしました。

八戸産の代表的な魚が泳ぐ水族館をモチーフにきれいな海を表現しており、八戸市を訪れた人はもちろんのこと、八戸市民の皆様にも親しんでもらえると考えております。

平成 16 年、1 号球形ガスホルダーにウミネコをイメージした絵を描きました。その記念式典には、城下小学校 6 年生の皆さんに来社していただき、除幕のセレモニーやクイズ（ウミネコの数当て）等のレクリエーションで楽しんでもらいました。また、そこで愛称を募集し、「うみねこ丸」に決定しました。

この「うみねこ丸」の絵は、大変好評で、八戸ガスのお客様ばかりでなく、多くの市民の皆様から、「明るくなった。」「八戸のイメージがよく出ていて観光にも役立っているのではないか。」「子供に近くに行ってみてみたいとせがまれた。」「もうひとつのタンクの絵が楽しみだ。」等の言葉が寄せられています。

平成 21 年春、沼館地区再開発の一環としてショッピングセンター「シンフォニープラザ」がオープンし、付近には親水空間として公園が整備されました。

その目前には、今回申請の 2 号球形ガスホルダーが位置しております。この公園のベンチに座って眺める球形ガスホルダーの絵が、憩いのひと時の一助になれば幸いです。

適用除外（緩和）の内容

第 6 条の禁止物件からの除外

第 8 条の広告物表示の許可を受けることの除外

屋外広告物の表示（設置）場所を示す図面

八戸市沼館三丁目6-48

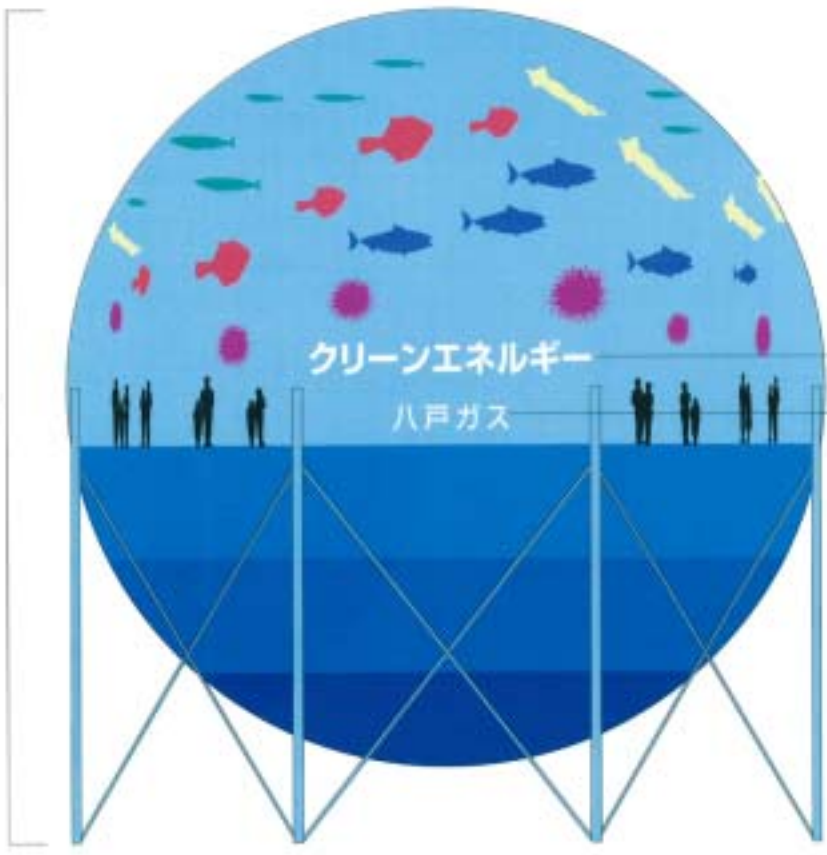


CLIENT ■ 八戸ガス様
 ガスタンクデザイン案 水族館 '09/06/26

メインコピー
 「クリーンエネルギー」八戸ガス

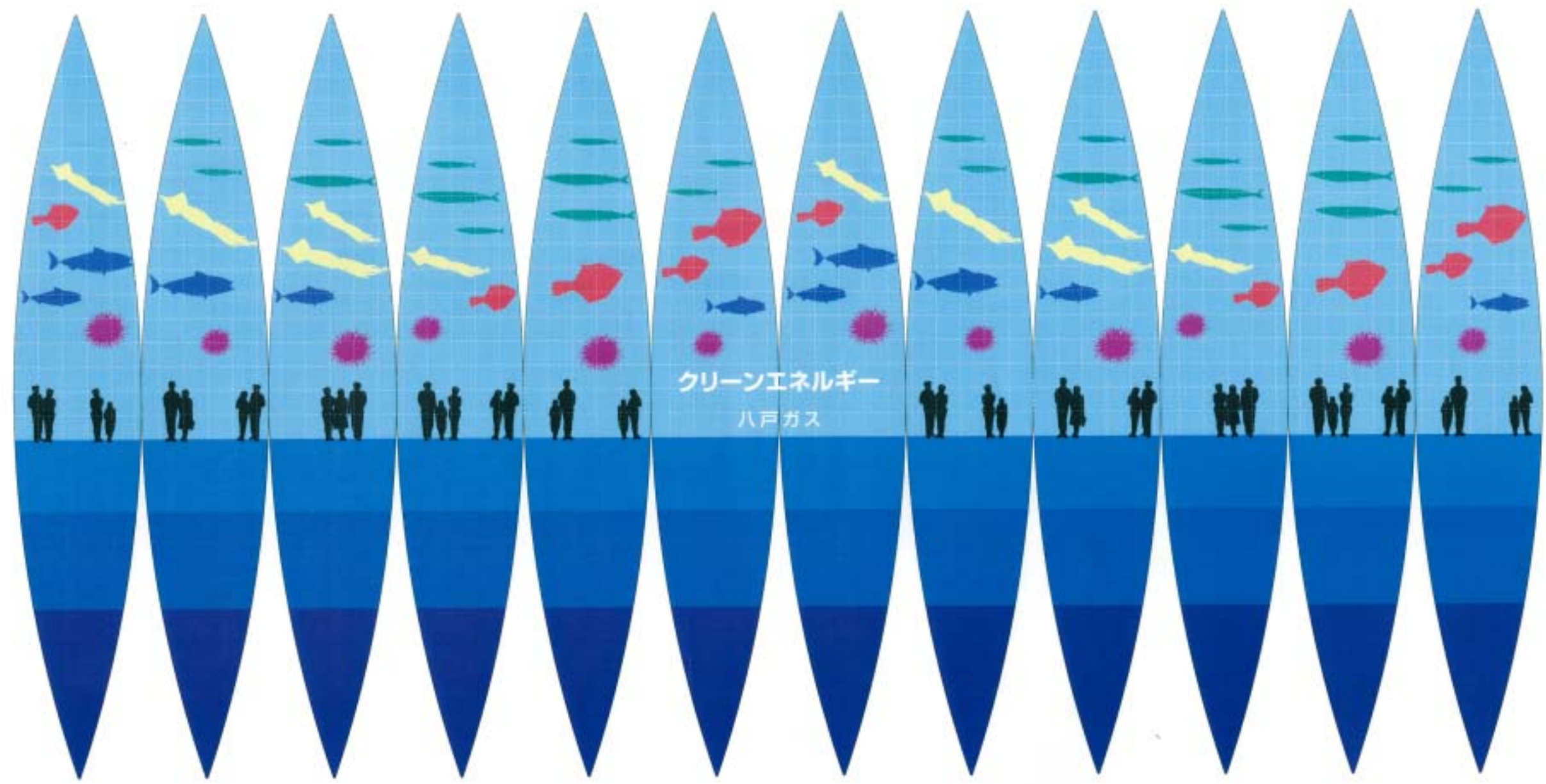
デザインコンセプト
 水族館をモチーフに八戸のきれいな海を表現。

21.85M



0.9×8.3M=7.47平米
 0.7×3.4M=2.38平米
 合計 9.85平米

白点線=1M角方眼



広告物等の種類・規模等 面積

$$\begin{aligned}\text{球体表面積 } S &= 4\pi r^2 \\ &= 4 \times 3.1415 \times (19.7/2)^2 \\ &\approx 1220 \text{ m}^2\end{aligned}$$

r : 半径

直径 19.7m

広告物が表示される材料
鋼板製

屋外広告物の定義

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）

（定義）

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 略

屋外広告物は、次の4つの要件を全て満たすものをいい、個人の表札から絵画にいたるまで、営利、非営利、表示する内容に関わらず、屋外広告物に該当する。

①常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。

継続的に定着して表示されるものに限る趣旨である。

- × 街頭で配布されるビラやチラシの類（定着性がない）
- 電柱や塀に貼付されたビラやチラシの類
- 1日数時間だけ表示する可動式の簡易広告物
- 閉店時間にシャッター等を利用して表示するもの

②屋外で表示されるものであること。

広告物等そのものが建築物等の外側にあるものに限る趣旨である。

- × ショーウィンドウ内の広告物等
- × 建物の窓の内側から屋外に向けて表示した広告物等

③公衆に表示されるものであること。

単に、「不特定多数に対して表示する」という意味ではなく、建物の管理権等から総合的に判断され、また、「表示」してあるとするためには、一定の観念、イメージ等が表示されていることが必要である。

なお、広告物が表示する一定の観念、イメージは、表示する者の事業内容との関係の有無は問わない。

- × 駅、乗船場、空港等で、改札口の内側にいる人に対して表示している広告物等（改札口の内側にいる人は、建物管理者の管理下にあるため公衆とは言えない。また、当該広告物等も建物の管理者の管理権に基づき表示されているものであるため）
- × ベニヤ板等にペンキ等を塗っただけ、又はラインだけであるもの（商標登録・意匠登録されているものは除く）
- 遊技場が事業内容と関係のない富士山の絵や写真を屋外に表示
- × 文字・絵等を伴わないネオン管、イルミネーション

④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

対象となる屋外広告物等を列挙しているものである。「その他の工作物等」とは、広告物等の表示目的を持ったものではない煙突や塀、岩石や樹木等を意味し、これらを利用したのも屋外広告物に含めるという趣旨である。

八戸市屋外広告物条例に基づく規制等

<p>①禁止広告物 (条例第4条) 安全上の問題により表示等ができない広告物 ・著しく老朽化 ・道路標識等に類似 ・交通の安全を阻害</p>	<p>②禁止地域等 (条例第5条) 良好な景観・風致の維持保全のため表示等ができない地域・区域 ・低層住居専用地域 ・建造物文化財の周辺 ・高速道路等の周辺</p>	<p>③禁止物件 (条例第6条) 良好な景観・風致の維持保全のため表示等ができない物件 ・橋、トンネル ・信号機 ・郵便ポスト</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(第1項第9号) 煙突並びにガスタンク、水道タンク及び石油タンク</p>	<p>④許可制度 (条例第8条) ②禁止地域以外の地域(許可地域)に広告物等を表示するためには、市長の許可を受けなければならない。</p>
--	--	--	---

屋外広告物規制の適用除外(条例第9条)

項	除外項目	内 容 (いずれも禁止広告は表示不可)
第1項	②③④	どのような地域、場所でも許可を受けずに表示可能
第2項	②④	禁止物件には表示不可だが、どのような地域、場所でも許可を受けずに表示可能。
第3項	③	禁止物件に表示可能だが、禁止地域では表示不可。許可地域では許可が必要。
第4項	④	禁止地域、禁止物件には表示不可だが、許可地域では許可不要。
第5項	②	禁止物件には表示不可だが、どのような地域、場所でも許可を受ければ表示可能。
第6項	②	

八戸市屋外広告物条例(平成19年八戸市条例第60号)

(適用除外)

第9条 略

2 略

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第6条の規定は、適用しない。

(1) 第6条第1項第7号から第9号までに掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物又はこれを掲出する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、第6条各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

4～6 略

八戸市屋外広告物条例施行規則（平成20年八戸市規則第16号）

（適用除外の基準等）

第4条 条例第9条第1項第4号、第2項第1号及び第2号、第3項各号並びに第4項の規則で定める基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

別表第1（第4条関係）

区 分	基 準
条例第9条第3項第1号	表示面積は、条例第6条第1項第7号及び第9号に掲げる物件にあっては10平方メートル以下、同項第8号に掲げる物件にあっては2平方メートル以下であること。
条例第9条第3項第2号	表示面積は、2平方メートル以下であること。

①自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する
広告物等＝自家用広告物

自家用広告物とは、「自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する屋外広告物又はこれを掲出する掲出物件」のことであり、経済活動、社会生活上最低限必要な屋外広告物等の典型であり、個人の表札、「〇〇商店」「〇〇銀行」など商号のほか、「食事処」「生鮮食品販売」など事業又は営業の内容を表す表示なども該当する。

なお、「自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示」とは、当該事業所又は営業所等の敷地内に表示するという趣旨である。

②管理上の必要に基づき表示する広告物等＝管理用広告物

土地又は物件の管理の必要から表示等されるもので、「〇〇建設予定地」、「〇〇会社所有地」、「立入禁止」、「出入口につき駐車禁止」、「高圧電線注意」、「遊泳禁止」などの屋外広告物をいう。

なお、「土地又は物件の管理」とは、一般に土地又は物件の取得、保管、使用及び処分をさす。

ガスタンクは、原則的に広告物等を表示できない「禁止物件」であるが、10㎡以下の自家用広告物、2㎡以下の管理用広告物であれば、市長の許可を受けて表示することができる。

屋外広告物の表示等の許可について

八戸市屋外広告物条例

(許可地域)

第8条 第5条の規定により広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される地域及び場所を除く地域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第15条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

八戸市屋外広告物条例施行規則

(許可の基準)

第12条 条例第15条の規定により規則で定める許可の基準は、別表第4に掲げるとおりとする。

別表第4 (第12条関係)

1 条例第8条の規定による許可の基準

区 分	基 準
広告板(屋上に設置されるものを除く。)	(1) 表示面積は、30平方メートル以下であること。 (2) 建築物等の壁面を利用するものにあつては、同一壁面における広告物の表示面積の合計が30平方メートル以下で、かつ、当該同一壁面の面積の2分の1以下であること。

禁止物件ではない工作物に広告物等を表示する場合、表示面積は30㎡以下で、かつ全体の面積の2分の1以下でなければ、表示の許可をすることはできない。

八戸市屋外広告物条例

第10条 市長は、広告物若しくは掲出物件が良好な景観の形成若しくは風致の維持に資すると認めるとき、又は特にやむを得ないと認めるときは、これらに対して第5条、第6条及び第8条の規定の適用を除外し、又は緩和することができる。

2 前項の規定により、適用の除外又は緩和を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(諮問)

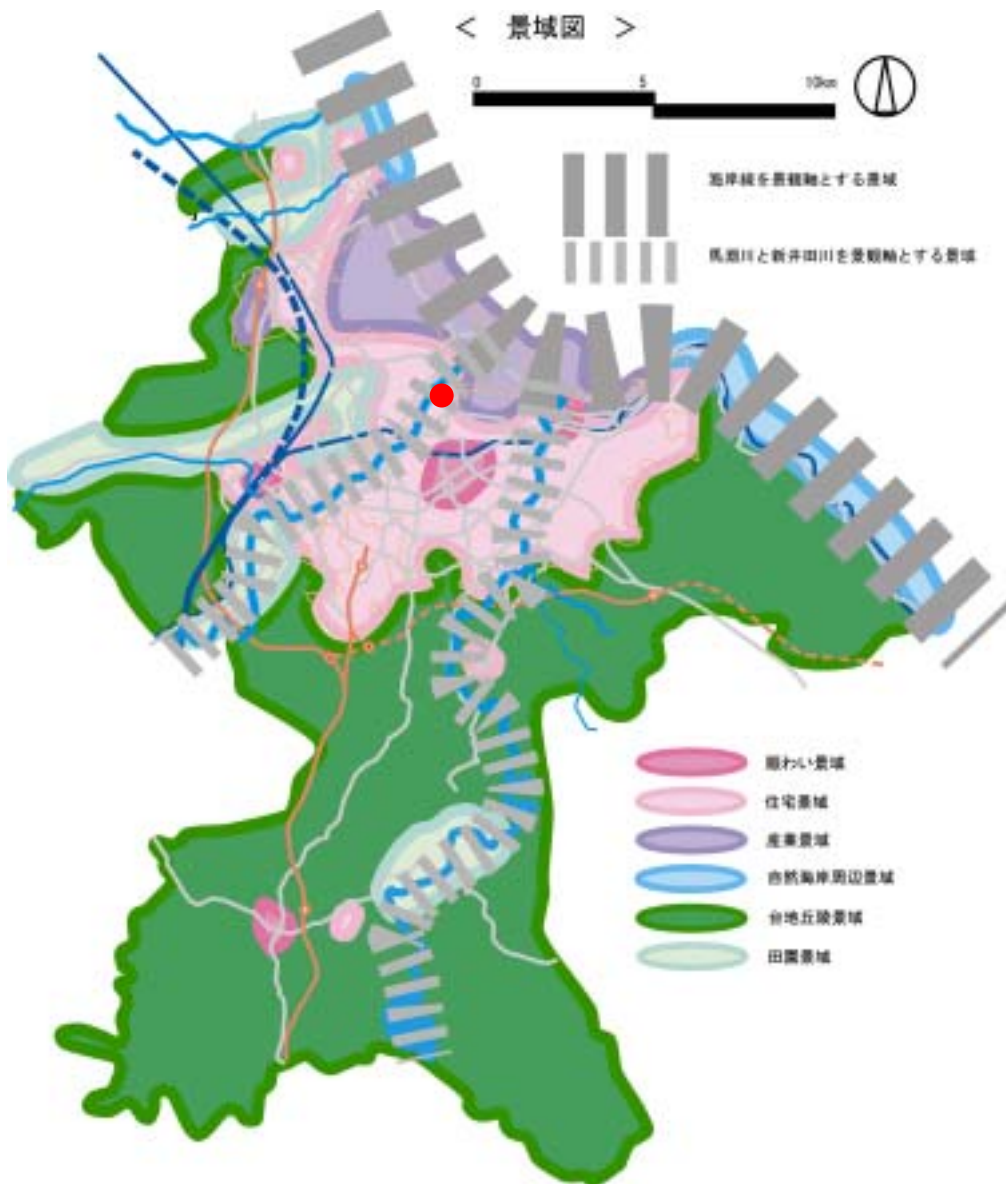
第19条 市長は、次に掲げる場合においては、八戸市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第5条及び第6条の規定による指定をし、又はこれを解除し、若しくは変更しようとするとき。
- (2) 第9条第2項第1号及び第2号、第3項各号並びに第4項、第11条第1項並びに第15条に規定する基準若しくは規格を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (3) 第10条第1項の規定により、第5条、第6条及び第8条の規定の適用を除外し、又は緩和しようとするとき。

八戸市屋外広告物条例施行規則

第6条 条例第10条第2項の規定により許可を受けようとする者は、適用除外(緩和)許可申請書(別記第2号様式)の正本及び副本に、それぞれ第3条第1項各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

八戸市景観計画における景観形成方針等



工作物の設置場所	八戸市沼館三丁目6番48号
区域区分／地域地区	市街化区域 / 工業地域
景観計画における景域	馬淵川と新井田川を景観軸とする景域、産業景域、住宅景域

景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（関係部分のみ抜粋）

馬淵川と新井田川を景観軸とする景域の景観形成方針
<ul style="list-style-type: none"> ・馬淵川は、海や周辺への広大な見通しや川沿いの美しさのある景観を形成します。 ・新井田川上流域は、世増ダムから島守盆地へと続く変化のある景観を形成します。 ・新井田川の市街地流域では、桜並木を活かして身近な緑や美しい街並みが連続する景観を形成します。 ・青葉湖は、木々の緑に囲まれた山と湖の対比の美しい景観を形成します。

住宅景域の景観形成方針

- ・ 計画的に整備された良好な住宅地景観を保全します。
- ・ 基盤整備を進めながら良好な住宅地景観を形成します。
- ・ 住宅地内の良好な眺望点を保全します。
- ・ 住宅地内の幹線道路は、落ち着いた沿道景観を形成します。
- ・ 歴史・文化的資源を活かして周辺の景観を形成します。

産業景域の景観形成方針

- ・ 港湾空間は、海や空等と調和するうるおいのある景観を形成します。
- ・ 漁港周辺は、港の雰囲気醸し出す景観を形成します。
- ・ 沼館地区は、海沿いの賑わいと海への開放感のある景観を形成します。
- ・ ポートアイランドは、海に浮かぶシンボリックな景観を形成します。
- ・ 内陸部の産業空間は、周辺の緑地等の景観に調和させます。

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

共通事項

- ・ 景域別の景観形成方針や地域の景観特性を考慮し、周辺の良好な景観との調和に配慮すること。
- ・ 行為地の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮すること。
- ・ 既存の樹木等がある場合は保存又は移植に努め、樹木等がない場合は緑化に配慮すること。また、特に道路等の公共空間に接する部分にあっては、その緑化に努めること。
- ・ 投光器その他の照明による演出をする場合は、使用する光の色や照明機器から漏れる光の方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにすること。
- ・ 景観地区、景観協定、市長の認定を受けた景観推進協定等の区域にあっては、それらに定める基準に従うものとする。
- ・ この景観形成基準を補完するものとして、別途策定する景観づくりの指針を充てる。

工作物（屋外広告物を除く）の新設、増築、改築若しくは移転、

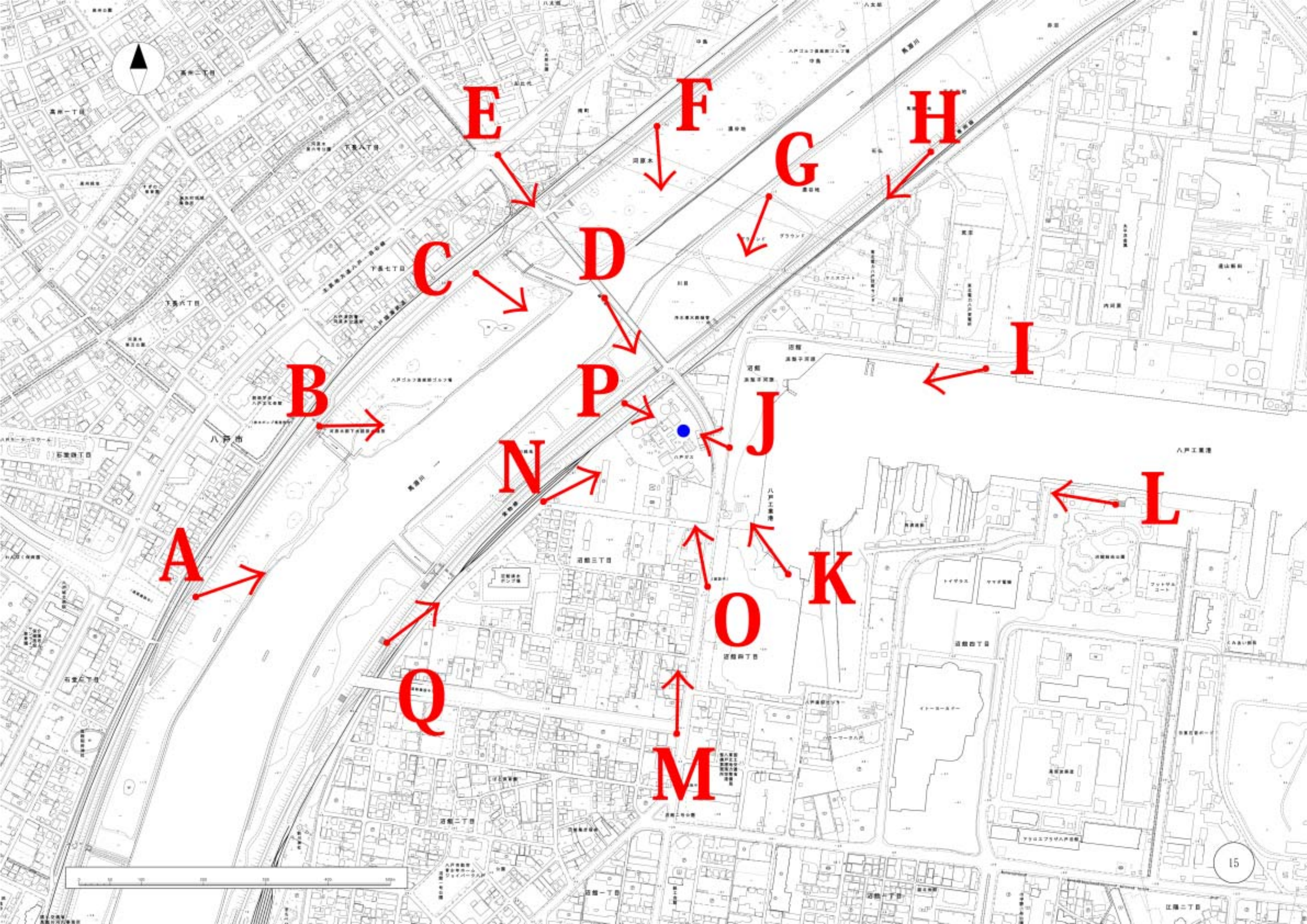
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

形態・意匠

- ・ 道路等の公共空間から目立たない場所に設置するよう、又は周辺景観に調和する修景措置を講ずるよう配慮すること。また、やむを得ず道路等の公共空間に接するときは、威圧感、圧迫感を軽減するよう配慮すること。
- ・ 建築物に付帯する工作物は、建築物と意匠を揃えるなど、違和感のないものとするよう努めること。

色 彩	<ul style="list-style-type: none">・ 色の選定については、景域別の景観形成方針や地域の景観特性を考慮し、良好な景観の連続性や継続性、向上等に資するよう十分な配慮をすること。・ 自然海岸周辺景域、台地丘陵景域等、緑の豊富な景域においては、それら緑を阻害しないよう、また、緑が映えるよう配慮すること。・ 自然素材の持つ色を有効に活用するよう努めること。・ 敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調（トーン）に配慮すること。・ 基調色となる部分ではできるだけ彩度を抑えるとともに、使用する色相により周辺景観との連続性、調和等に配慮し、違和感のないようにすること。
-----	--

現況写真等



A

B

C

E

N

Q

D

P

M

O

J

F

G

K

H

I

L



A



A'



B



C



D



D'



E



F



G



H



I



I'



J



J'



K



K'



L



M



N



N'



O



O'



P



P'



Q



Q'

